日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度に関する規則

(目的)

- 第1条 本規則は、定款第4条(4)に基づき、生活期のリハビリテーション医学・医療に関する水準の維持向上をはかり、もって国民福祉に寄与することを目的として、日本生活期リハビリテーション医学会認定医制度(以下、本制度という)について定めるものである。
 - 2 本制度は、生活期のリハビリテーション医療の一定以上の臨床経験を有する医師を 認定するものである。

(義務)

第2条 日本生活期リハビリテーション医学会認定医(以下、生活期認定医という)は、生活期のリハビリテーション医学の理念を尊重し、患者及び障害者の機能の回復や改善を行い日常生活活動、社会参加をサポートするとともに、生活期のリハビリテーション医学の進歩と本学会の発展のために尽力しなければならない。

(認定委員会)

- 第3条 認定、資格更新業務を行うため、認定委員会を置く。
 - 2 認定委員は理事長が任命する。
 - 3 認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

- 第4条 生活期認定医は、本医学会会員である医師のうちから、本医学会が公募の上審査、 認定する。
 - 2 生活期認定医の認定に関する内規(以下「内規」という)は別に定める。
 - 3 認定は理事長が生活期認定医証を交付し、生活期認定医登録簿に登録することによって行われる。
 - 4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格更新)

第5条 第4条の規定により認定を受けたものは、別に定める内規に従って、一定期間ごと にその資格を更新するものとする。

(認定の取消し)

- 第6条 生活期認定医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て認定を取り消すことができる。
 - 2 登録の抹消は、生活期認定医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の承認を経て総会において報告するものとする。

(附則)

1 本規則は、令和5年7月1日から施行する。